

市川市住居表示整備実施基準

制定 昭和39年 2月28日

改正 昭和51年11月 1日

改正 平成 元年12月 1日

本市における住居表示整備の実施は街区方式を採用し、自治省の街区方式による実施基準に基づき、次の各号によって行うものとする。

住居表示の実施基準

1 町の名称の定め方

従来の名称に準拠して、由緒ある地名、字名又は一般に周知されている通称等を参考とし、その地域の状況を表しうるものを次の各号によって選択する。

- (1) 町名は、原則として現代かなづかい及び当用漢字の範囲において定める。
- (2) 町名は、簡明で語調がよく好感が持て、親しみのあるものを選ぶ。
- (3) 発音の難解のもの、長すぎるもの、わずらわしいもの、市内において同名又は類似するもの等は採用しない。

2 町割りの方式

街かく（郭）式とする。

3 町の形状及び規模

- (1) 町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛地が生じたりしないよう簡明な境界線で区画する。
- (2) 町の規模は、おおむね次のとおりとする。
 - (イ) 商業地域 …… 60,000 m² ～ 130,000 m²
 - (ロ) 住宅地域 …… 100,000 m² ～ 200,000 m²
 - (ハ) 工業地域 …… (状況に応じ適宜)
- (3) 公共建物のある敷地、公園、神社又は田園、丘陵等のある住居区域については、地形の状況に応じて適宜の大きさを設定する。

4 町の境界

町の境界は、公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路、その他恒久的な施設又は著名な地物をもって定める。

5 境界線の所在

公道、河川、水路、鉄道又は軌道等については、その側線をとることとし、南北に走るものは東の側線、東西に走るものは南の側線とする。その他これによりがたいときは土地の形状により適宜に定める。

6 丁目の数

町の名称として丁目をつける場合には、整然と配列し、丁目の数はおおむね4、5丁目程度にとどめる。

なお、町の名称は、できるだけ××町○丁目としないで、××○丁目とする。

7 中心点

市域の中心を市役所とする。

8 街区割り

(1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路、その他恒久的な施設又は著名な地物によって画する。

(2) 私道によって画する場合は、当該私道が公衆用の道路として利用されているものなどで容易に変更されないものを採用する。

(3) 公道で画された区画が狭小に過ぎ、住居表示の単位として適当でなく隣接の区画と合せたほうがよいと認められるものについては、両者を合せて一つの街区とする。

(4) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度を勘案して定めるものとする。一街区の規模は、おおむね面積 3,000 ~ 5,000 m²、戸数 30 戸程度を標準とする。

9 街区符号のつけ方

街区符号は、数字を用い、市の中心（第7項）にもっとも近い街区を起点として、蛇行式により順序よくつける。

10 住居番号のつけ方

(1) 住居番号は、次の基準によって住居表示台帳として作製される地図に基づいて建物その他の工作物（以下「建物等」という。）につける。

(イ) 街区の境界線をあらかじめ一定の間隔に区切り、住居番号の基礎となるべき番号（以下「基礎番号」という。）につける。

(ロ) 基礎番号の間隔は特別の場合を除くほか、原則として 15 m と定める。

(ハ) 基礎番号は、市の中心に近い街区の角を起点として、右回りに等間隔に順次番号をつける。

(ニ) 街区の角が曲線の場合は、起点に近い適当な点を定める。

(ホ) 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号による。

(ヘ) 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号による。

(2) 特殊な場合の住居番号は、次の基準による。

(イ) 建物等の出入口又は通路の中心が二つの基礎番号の境目にあたる場合は、原則として若い数字の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。

(ロ) 建物等の出入口又は通路が二つ以上あるときは、市長の認定により、主要な出入口又は通路を一つ選定してその出入口が接し、又は通路が通じている街区の境界線上の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。

(ハ) 一街区の全部を一つの建物等が占めている場合においても(1)によるものとし、当該建物等の主要な出入口が接している基礎番号をもって住居番号とする。

(ニ) 住居番号をつけるべき建物の種類については、市長の認定によるが、人の住んでいない倉庫等であっても、それが独立の建物である場合は住居番号をつける。

1 1 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例による。

	町 名	街区符号	住居番号
市川市	××○丁目 (××)	○番	○号

略記のしかた

	町 名	街区符号	住居番号
市川市	××○丁目 (××)	○	－ ○

1 2 以上のほか、住居表示実施について必要な事項又は変更等については、その都度定めるものとする。

1 3 中高層建物の住居表示のしかた

団地設計によらない中高層の建物で、その建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗又は事務所の用途に供することができるものは、次の方法により住居表示をする。

(1) 住居番号のつけ方

(イ) 建物の道路への主要な出入口の基礎番号と、各戸の番号とを合せて住居番号とする。この場合、各戸の番号は、一定の基準により順序よくつける。

(ロ) 一街区の中にある中高層建物について一定の基準により順序よく棟番号がつけられている場合は、そのまま用いてもさしつかえない。

(ハ) 各戸の番号は、1階100番台、2階200番台というように一定の順序をもって整然とつける。

(ニ) 連続住宅又は共同住宅以外の建物の住居番号については、当該街区の建物につけられる棟番号とまぎらわしくないように留意し、10の方法による。もし、これによりがたい場合は、一定の基準により順序よく住居番号をつける。

(ホ) 街区の中に団地設計によらない他の建物等の住居番号のつけ方は10の方法によるが、当該街区の建物につけられる住居番号とまぎらわしくないように留意する。

(2) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例による。

(1) のイの場合

	町 名	街区符号	住居番号
市川市	××○丁目 (××)	○番	○－○号
			↑ ↑
			基礎番号 各戸の番号

(1) のロの場合

	町 名	街区符号	住居番号
市川市	××○丁目 (××)	○番	○－○号
			↑ ↑
			棟番号 各戸の番号

1.4 住居表示台帳

住居表示を行う区域についての地図に基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置及びその出入口、又は通路を表示した住居表示台帳を作成し、市役所に保管する。

住居表示の縮尺は500分の1とし、縮尺2,000分の1の市川市域図を基礎として、各街区ごとに作成する。

この場合には、各街区の位置図を町単位に作成し、町単位につづられる500分の1の街区の図面上に添付する。

1.5 表示板の原則

(1) 住居表示を行う区域の町の名称及び街区符号を記載した表示板（以下「街区表示板」という。）を設ける場合並びに建物等の所有者、管理者又は占有者が住居番号を記載した表示板（以下「住居番号表示板」という。）を表示する場合は、次の原則による。

(イ) 表示板は読みやすく、わかりやすいものであり、環境全般にわたるデザインの一環として、街を美しくみせるもの。

(ロ) 表示板の材質は、市川の風土に適した耐候性のあるもの。

(ハ) 表示板は、交通標識等他の公的な表示板と一見して区別ができるもの。

(ニ) 表示板は、各種の設置条件に対応しうるものであり、ある程度量産でき、安価につくれるもの。

(2) 街区表示板を設置する場合は、次によるものとする。

(イ) 設置場所

街区表示板は、歩行者、諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区のかど附近の建物等の適当な箇所又は標柱に貼りつけ、原則として表示板の下端が地上よりおおむね1.6メートルになるようにする。

この場合において、街区表示板の周辺1メートル以内に他の表示板がないよう留意して設ける。

(ロ) 寸法および表記

寸法 縦 660ミリメートル

横 120ミリメートル

表記 別紙1のとおり縦の表記とする。

(ハ) 文字及び数字の書体

(A) 町の名称等に使用する文字の書体は、写真植字の「中角ゴシック体」を用いる。

(B) 街区符号又は住居番号の表示に使用する数字は、アラビア数字とし、その書体はユニバース・メデュウムを用いる。

(ニ) 色彩

表示板は、2色で構成し、1色は地色とし、文字数字の色は、その他の色とする。

(A) 文字数字の色は、日本工業規格（JIS）Z8721「色の三属性による表示方法による明度8以上の無彩色か、明度8以上で彩度2以下の淡色とする。

(B) 地色は、次の四種類の範囲内において採用する。

色彩指定

慣用色名表示

(J I S . Z . 8 1 0 2)

暗い茶

暗い黄緑

青 緑

暗い青

色の三属性による表示

(J I S . Z . 8 7 2 1)

1 0 R 4/5

5 G Y 5.5/4.5

2.5 B G 4/8

2.5 P G 2/2

(ホ) 材質

街区表示板は容易に腐朽し、又は褪色しない材質のものにより作製する。

(3) 住居番号表示板

建物等の所有者、管理人又は占有者が住居番号を表示する場合には、次によるものとする。

(イ) 表示場所

住居番号表示板は門柱又は玄関のおおむね1.6メートルの高さの歩行者から見やすい場所につけるものとする。

この場合、大きな建物にあっては、その設けられる住居表示板の大きさに比例して適当な高さは歩行者から見やすい場所につけるものとする。

(ロ) 寸法および表記

(A) 住居番号表示板は、縦 60 ミリメートル、横 120 ミリメートルの寸法で、別紙 2 のとおり横の表記とする。

(B) 13 の (1) の (ロ) (中高層) の場合の街区符号及び棟番号は、別紙 (2) のとおり横の表記とし、各戸の番号は別紙 (3) の表示板による。

(C) 13 の (1) の (イ) (中高層) の場合の街区符号及び基礎番号は、別紙 (2) のとおり横の表記とし、各戸の番号は別紙 (3) の表示板による。

(D) 建物、その他の工作物の所有者等が上記の表示板によらない表示をしようとする場合 (たとえば建物の壁面への埋め込み、数字のみの取り付け、あるいは建物に直接塗書する等による場合) にあっても、その表示は上記による。

(ハ) その他

(A) 数字の書体、色彩、材質等については、街区表示板の例による。

(B) 中高層建築物の棟番号がつけられている場合、その棟番号を表示しようとするときは、他の棟番号の設置場所と関連をもたせて一定の場所に歩行者から見やすいように整然とつける。

(C) 住居番号に欠番が多い場合には、住居番号の位置関係を矢印で表示したり、案内板を設けるなど、わかりやすくするように留意する。

別紙 1 (省略)

別紙 2 (省略)

別紙 3 (省略)